

くらしの「困った」

相談してください

介護

失業

進学

ローン

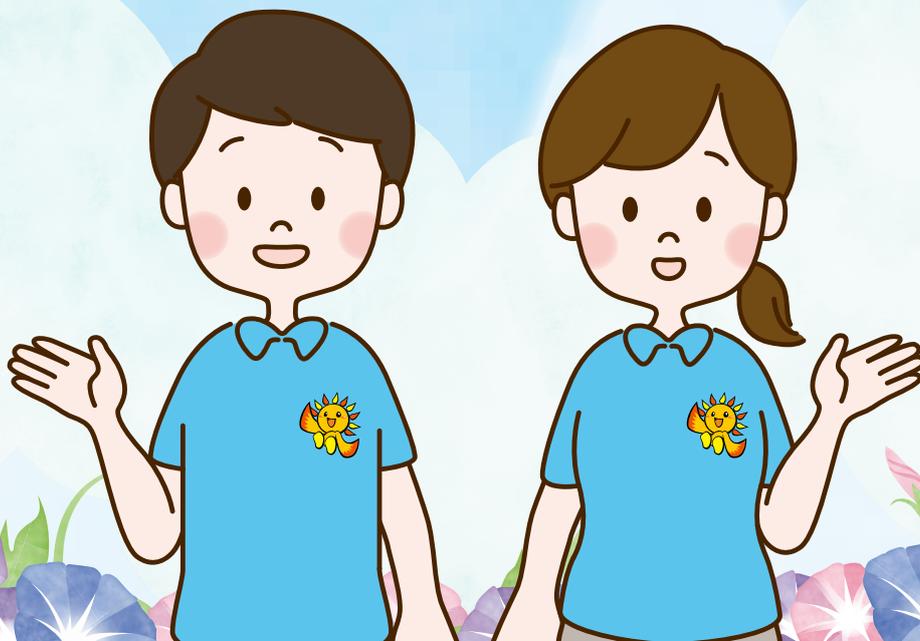
病気

定年退職

区役所には

自立相談支援員がいます！

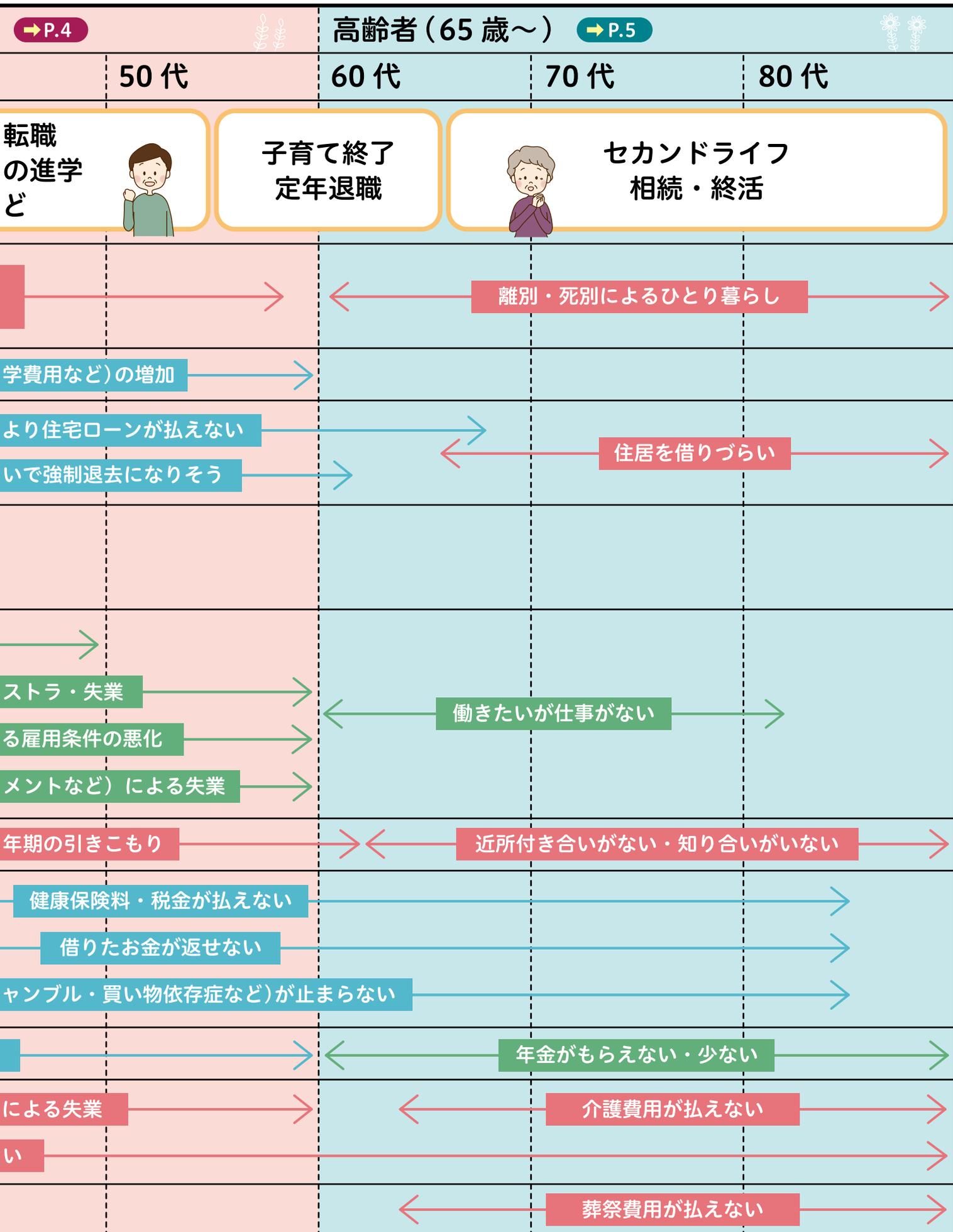
横浜市旭区役所生活支援課



年代別ライフイベントと困窮リスク

自立相談支援での

		若年層 → P.3			中高年
年代		10代	20代	30代	40代
ライフイベント		進学 卒業 		就職・キャリアアップ・ 結婚・出産・育児・子ども 住み替え・住宅の購入など	
困窮リスク	離婚		←	離婚・配偶者との死別 →ひとり親世帯	
	子育て		←	教育費(塾の費用・高校・大学への進)	
	住まい		←	失業・減収に 光熱費や家賃が払えない・家賃未払	
	学業	← 不登校・いじめ・中退 →		←	奨学金が返せない
	職業		←	正社員になりたいけれど、なれない	
		←	アルバイトをやめられない		←
		←	ハラスメント(パワーハラスメント・セクシュアルハラス)		←
	地域・社会	←	ひきこもり		←
	家計		←	←	
			←	←	
年金		←	年金保険料を払えない		
医療・介護		←	病気・中途障害・親の介護		
	←	←		医療費が払えない	
葬祭					





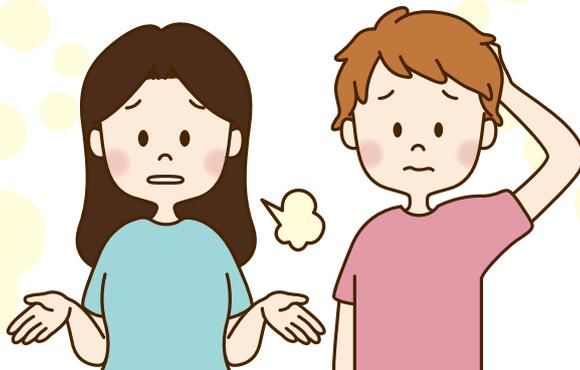
若年層

職場での人付き合いが
苦手で就職できない

借金の返済が多く、
生活費が足りない

高校を中退したが、今後
のことを決めていない

正規雇用の求人に応募
しても採用されない



10代から30代の方のお困りごとの特徴

若い方はお仕事をされていても給与が少なく、生活に余裕のない方が多いのが特徴です。学費のために借りた奨学金の返済も始まります。正社員を希望しても採用されず、派遣やアルバイトを続ける方もいます。

また、仕事の探し方やご自分に合った仕事が見つからず、お困りの方もいます。



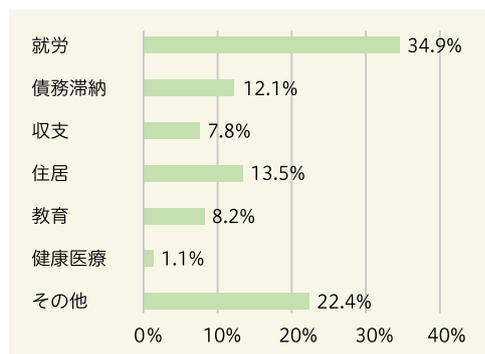
安定した生活に向けて応援します！



- ジョブスポット（区役所内のハローワーク窓口）と一緒に
お仕事探しのお手伝いをします →P. 7
- お仕事探しをされる間の家賃を給付します
*要件があります →P. 7
- すぐにお仕事をするのが不安な方には、お仕事に慣れる
ためのお手伝いもしています →P. 8
- 人付き合いに慣れるために、月に1回、他の方とお話が
できる会をもうけています →P. 8
- 借金の返済や債務の整理に向けてお手伝いをします
→P. 9

< 旭区の相談内容別割合 >

10代~30代



*平成27年4月から令和2年3月までの相談281件中



仕事をするのが不安

子どもの進学費用が準備できない

失業して、住宅ローンが払えない

固定資産税を滞納してしまっている



40代から50代の方のお困りごとの特徴

中高年の方の中には進学を控えたお子さまがいることも多く、教育費・進学費用の家計に占める割合が高まります。また、お子さまの成長と共に広い家に住み替えをされることで、高額の家賃・住宅ローンを抱えるようになります。様々な費用が集中的にかかるため、家計が乱れやすいという特徴があります。

また、がんや糖尿病などを発病され、多額の医療費を負担する方や、病気のために思うように仕事が出来なくなる方がいます。ご両親の介護が必要となる時期と重なる方もいて、多くの問題を一度に抱えてしまうことがあります。



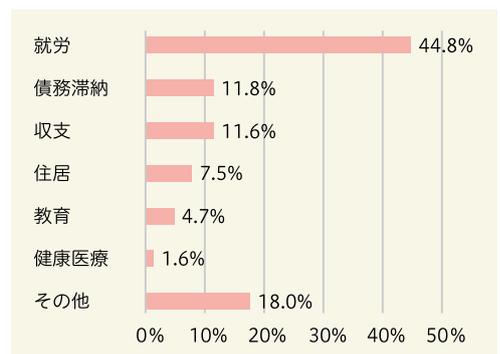
様々なお困りごとの整理に向けて
お手伝いします！



- お子さまの進学費用について奨学金などの情報をお伝えします → P. 6
- 増収に向けたお仕事探しのお手伝いをします → P. 7
- お仕事に慣れていくために、短時間からのお仕事体験をすることができます → P. 8
- 毎月の支払いを減らすなど、住宅を手放さないで済む方法を一緒に考えます → P. 9
- 進学のための学習の場と情報を提供します → P. 9
- 税金や保険料などの計画的なお支払いに向けてお手伝いをします → P. 9
- 債務整理などのための相談窓口をご案内します → P. 9

< 旭区の相談内容別割合 >

40代～50代



※平成27年4月から令和2年3月までの相談560件中



高齢者

介護の費用が払えない

働いていない子どもの将来が心配

国民健康保険料を滞納してしまっている

退職後、年金だけでは暮らしていけない



60歳以上の方のお困りごとの特徴

定年退職に伴い収入が減りますが、生活の見直しをすることが難しく、預貯金を大きく取り崩しながら生活している方が見られます。年金がない方や少ない方は求職活動をされていますが、仕事がなかなか見つからないようです。

また、心身の衰えにより今まで出来ていたことが出来なくなり、けがや病気で受診・入院が長期化することで医療費が高額になるなど、今までに経験のない心配事が増えてきます。同居されているお子さまが仕事をしておらず、将来を心配されている方もいます。



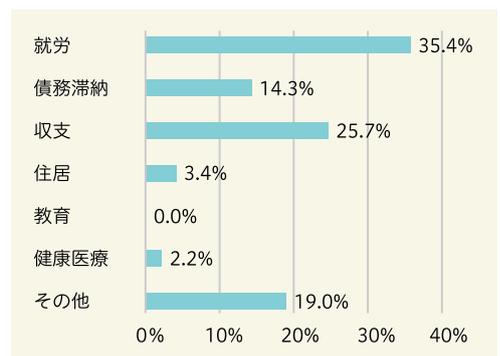
収入が減る定年退職後の生活について一緒に考えます！



- 必要な医療や介護を受けるために、利用可能な制度などについてご案内します →P. 6
- 履歴書の書き方や、年齢などに応じたお仕事探しをお手伝いします →P. 7
- 仕事をしていないお子さまの就職を支援します →P. 7・8
- 年金で生活ができるように、家計の見直しをお手伝いします →P. 9
- 税金や国民健康保険料などの計画的な納付に向けてお手伝いします →P. 9

< 旭区の相談内容別割合 >

60歳以上



*平成27年4月から令和2年3月までの相談495件中

～私たちが支援します～ 「自立相談支援」

自立相談支援について

おひとりおひとりに担当者
(自立相談支援員) がつきます。



「失業した」「借金が返せない」「健康保険料が払えず病院に行けない」など、生活に関する悩みは重なっていて、いくつもの相談窓口に行かなければならないことが少なくありません。そのような時、ご希望をお伺いしながら、問題を1つずつ整理していくお手伝いをするのが私たち自立相談支援員です。利用できる制度のご案内や、困っている内容に応じた相談窓口・関係機関におつなぎし、解決に向けてご支援します。

【相談】

まずは困っていることを
おきかせください。



【プラン作り】

解決に向けた目標を立て、
具体的なプランと一緒に
作ります。

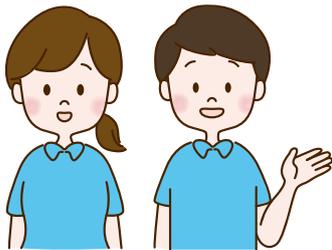


【サポート】

プランに沿ってご支援します。



プランの中でいろいろな
支援メニューを提案します。



自立相談支援



支援メニュー

就労支援 → P.7

住居確保給付金 → P.7

就労準備支援・就労訓練事業 → P.8

家計改善支援事業 → P.9

寄り添い型学習支援事業 → P.9

「支援メニュー」だけで解決できない問題については、引き続き、自立相談支援員が専門の機関におつなぎしたり、一緒に相談に行ったりするなど解決に向けて寄り添った支援を行います。

就労支援

横浜市の各区役所には「ジョブスポット」というハローワークの出張窓口があります。ジョブスポットでは、専門の相談員が予約制で、就職活動全般の相談をお受けし、就職活動の進め方、お仕事探しから履歴書の書き方など、丁寧にお手伝いします。利用できる方は生活保護利用者、児童扶養手当受給者、生活困窮者自立支援制度利用者となります。利用にあたっては生活支援課にご相談ください。



あさひくんが目印です！

ジョブスポット旭



住居確保給付金

賃貸物件にお住まいの方が対象です

離職などにより経済的に困窮し、住まいを失った方、または失う恐れのある方を対象に、家賃相当額を給付するとともに、就職活動を支援します。

給付期間は原則3か月、条件により最長9か月まで

申請時に次のすべてに該当する方を支給対象者とします。

- 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること、又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらず減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- 離職等の日において自らの労働により賃金を得てその属する世帯の生計を主として維持していた
- 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲がある
- 国の雇用施策による給付を申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
- 過去に住居確保給付金を受給していないこと
- 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）などを受けていない
- 申請者及び申請者と生計を同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計、金融資産の合計額が下記の金額以下

世帯員数	収入合計額（申請月時点）	金融資産の合計額
1人	申請者家賃額（上限52,000円） + 84,000円以下	504,000円以下
2人	申請者家賃額（上限62,000円） + 130,000円以下	780,000円以下
3人	申請者家賃額（上限68,000円） + 172,000円以下	1,000,000円以下
4人	申請者家賃額（上限68,000円） + 214,000円以下	1,000,000円以下

※給付される家賃額（管理費・共益費は除外）は、上記「申請者家賃額」が上限です。

最新の情報は、
こちらをご確認ください



🔍 横浜市 住居確保給付金



就労準備支援事業

- ・週2日、1日2時間程度から始める方が多いです
- ・収入・資産要件がありますが、1日千円の奨励金がもらえます

- ・仕事をした経験があまりない
- ・仕事を辞めてからだいぶ時間がたって、久しぶりに働くことが不安
- ・学校を卒業してからしばらく家にいて、一度も働いたことがない

そんなご不安を抱えている方に、就労に向けて段階的に慣れていくお手伝いをする事業です。

職場の方のサポートを受けながら、スーパーのバックヤードや清掃などの作業を通じて、生活リズムを整えたり、身だしなみを整えたり、コミュニケーションの経験を積んだりします。定期的に振り返りの機会を設けて、今後の生活や仕事にどのように向き合っていくかについて一緒に考えていきます。



就労訓練事業

- ・「就労準備支援事業」より、実際の就労に近い内容となります
- ・無給の非雇用型訓練と雇用契約を結ぶ雇用型の訓練があります

- ・久しぶりに働くため、仕事の感覚を取り戻したい
- ・サポートがある職場で働きたい
- ・相談しながら働きたい
- ・期間限定で、自分の力を試してみたい

横浜市には、79の就労訓練認定事業所があり(令和2年1月31日現在)、お仕事のサポートを受けながら働くことができます。旭区にも5つの事業所があります。社会福祉法人や地元企業などのご協力をいただいて、働きたい方の応援をします。

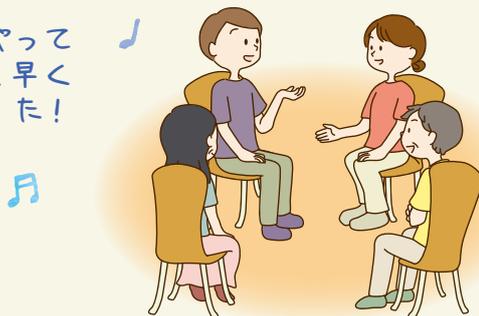


グループワークについて



人とのコミュニケーションが苦手、社会に出るのが不安などと感じている人を対象に、毎月1回グループワークを行っています。就労準備事業や就労訓練事業を利用する前に、自信をつけたい方におすすめです。

区役所でこんな会をやって
いるなんて…もっと早く
参加すればよかった!



本当はおしゃべりしたかった。
久しぶりに話せて楽しかった。



家計改善支援事業

家計専門の担当員がお手伝い

毎月の生活費が不足しがちになる、借金をしないと生活がまわらないなどの悩みがある方に、家計の担当支援員があなたと一緒に考えながら、収支の安定にむけて支援します。債務整理をご希望の方には法律相談のご案内もしています。

- ・ 必要な医療・介護費用が捻出できるよう家計の見直しをお手伝いします
- ・ 債務整理などの法律相談に向けて、債務状況を一緒に整理します
- ・ 健康保険料や税金の相談窓口に同行します
- ・ 返済計画・納付計画を立てるお手伝いをします
- ・ 新たな借金や滞納が増えない方法を一緒に考えます

まずはご自分にどのくらいの収入があり、毎月いくくらい支出しているかを一緒に確認していきましょう！



旭区寄り添い型学習支援事業「あさひ教室」

旭区では平成24年11月から、塾代など教育費にお困りの世帯の中学生に対する高校進学支援と高校進学後の中退防止のために、寄り添い型学習支援事業「あさひ教室」を運営しています。

おおむね生徒2人に対し講師1人が勉強を教える個別指導形式で、わからないところを丁寧に指導します。

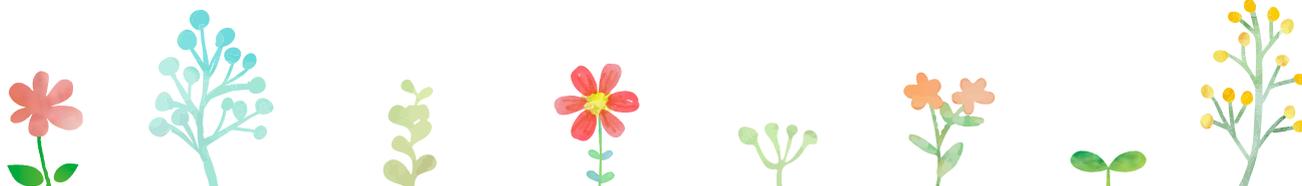
中学1・2年生は週2回まで、中学3年生は週3回まで利用でき、中学3年生には模擬試験や受験校についての情報提供、面接指導なども行っています。

学習支援以外に、進学セミナー、調理実習、個別進路相談なども行っています

*年度により実施する内容は異なります



あさひ教室の学習風景



私たちがつながって支援をするところ

旭区社会福祉協議会

低所得者の生活を支えることを目的に、生活福祉資金（貸付制度）や緊急時の食糧支援、あんしんセンター（金銭管理）などの事業を行っています。

地域ケアプラザ

旭区内には13の地域ケアプラザがあり、「身近な福祉・保健の相談窓口」として介護の悩みをはじめ、子育てや障害に関する相談もお受けしています。「子育てサロン」「健康体操教室」など様々な事業やイベントも開催しています。

旭区役所 税務課

市民税や固定資産税などに関する業務を担当しています。さまざまな事情で税金が支払えなくなったときには、相談ができます。

旭区役所 保険年金課

国民健康保険や介護保険の加入や資格喪失、保険料の支払いに関する業務を担当しています。さまざまな事情で保険料が支払えなくなったときには、相談ができます。

旭区役所 高齢・障害支援課

障害者手帳の交付や障害福祉サービスの決定、成年後見制度や権利擁護に関する相談、要介護認定や介護保険サービスの相談など、高齢者と障害者に関する業務を行っています。

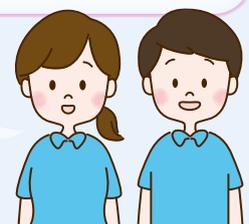
旭区役所 こども家庭支援課

子育てやこどもの発達の相談、離婚や死別によりひとり親となったご世帯への支援、児童手当・児童扶養手当・障害児向けのサービス・保育所等申込み手続きなど、妊娠期から学齢期まで切れ目なく支援しています。

旭区役所 生活支援課 生活保護について

さまざまな事情で生活が苦しいときには、生活保護のご相談にも対応します。生活保護は、ご世帯の人数や年齢などをもとにして計算した最低生活費とご世帯の収入を比べて、ご世帯の収入が最低生活費より少ない場合に、その少ない分について保護費が支給されるしくみです。生活費や家賃のほか医療費や介護費、学校関係の費用など一時的に必要となる費用も保護費として支給することができます。

私たちがご案内いたします



横浜市旭区生活困窮者自立支援事業のご案内

さまざまな事情で生活が苦しくなっている方に、お困りの状況に応じたサポートをすることで、自立に向かうお手伝いをしています。

* この事業は、平成 27 年 4 月から各自治体で実施しています。

横浜市では区役所生活支援課が窓口となり、生活保護相談と一体的に実施しています。

ご相談を承りながら、解決に向けて寄り添った支援を行います。



これからの生活を一緒に考えていきましょう

ひとりで悩まずにご相談ください



横浜市旭福祉保健センター 生活支援課（旭区役所新館1階）

電話番号 **045-954-6069**

発行

横浜市旭福祉保健センター 生活支援課

電話：045-954-6069 FAX：045-951-5831

Eメール：as-shiensoudan@city.yokohama.jp

令和2年10月 第2版



まずはご相談ください！

